

(新)

(旧)

平成 29 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱	平成 28 年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱
<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の三つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる <u>6 分野のいずれかに</u> 資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」</u>（平成 29 年 3 月策定。以下「総合戦略」という。） に掲げる目標に資する取組</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第 4 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「活動団体」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費、補助率及び補助限度額)</p> <p>第 5 条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行し、同月 1 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第 3（第 8 条関係）</p> <p>1・2 (略)</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、環境基本計画が目指す低炭素・循環型・自然共生の三つの社会づくりの方向性に沿った県内で行う取組であり、かつ、環境基本計画の対象となる次に掲げる <u>5 分野</u> _____ に資すると認められるハード事業及びソフト事業とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第 4 条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下、「活動団体」という。）とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地球温暖化防止県民会議の会員又は会員が代表構成員となる実行委員会</u> <u>（高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業に限る。）</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第 5 条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>附則</p> <p>1 この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行し、同月 1 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、平成 29 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>別表第 3（第 8 条関係）</p> <p>1・2 (略)</p>

(新)

(旧)

3 審査の採点

審査員は、一人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。 d 総合戦略に沿った事業であるか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点
合計点(審査員一人当たり)		25点

3 審査の採点

審査員は、一人につき 25 点保有し、次の審査項目ごとに 1 点から 5 点までの採点を行う。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略プラン」(平成26年3月制定)の取組に沿った事業であるか。	5 点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法(事業内容、日程、人員、費用等)の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5 点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5 点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5 点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5 点
合計点(審査員一人当たり)		25点